

新潟県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
村上市	村上牛生産振興対策事業補助金	JAにいがた岩船組合員 JAかみはやし組合員	村上牛振興を図ることを目的とした繁殖牛の導入、新規就農者の肉用牛導入等に対する助成。 1頭あたり、導入経費の10%又は上限5万円。	通年	若干名	農林水産課 0254-53-2111 http://www.city.murakami.lg.jp/	4
	村上市農業振興事業補助金 (補助金メニュー:就農支援事業補助金) ※H28新規	市内在住の新規就農希望者で原則61歳未満の者	新規就農者を支援し地域農業の維持・継続を図る。 (年間100万円、5年間給付)	通年	若干名		4
胎内市	胎内市農業創意工夫応援事業	・認定農業者 ・認定新規就農者 ・農地所有資格法人 など	農業者が創意工夫をもって農業の経営発展を行う取組にかかる経費の一部を補助。 ・補助対象事業費:10万円以上 ・補助率:5/10以内(ソフト)、3/10以内(ハード)、上限30～50万円	随時	予算の範囲内	農林水産課 0254-43-6111 http://www.city.tainai.niigata.jp/	4
新発田市	強い農林水産づくり支援事業	新潟県農林水産業総合振興事業(新規就農者資本整備支援)事業主体	新規就農者が園芸品目(アスパラガス、越後姫、果樹)の経営規模の拡大及び新規部門の開始に必要な機械等を実施主体が「リース」を行うのに要する経費に対し助成する。 補助率1/10以内。	通年	若干名	農林水産課 0254-33-3108 http://www.city.shibata.niigata.jp/	4
	農業支援ワンストップ窓口	新規就農者	関係する機関が一堂に会し、新たに農業を開始する方に対して、農業に関する様々な相談に答える。		—		1
	担い手育成総合発展支援事業 (新規就農者定着促進)	認定新規就農者	新規就農者が、就農して間もない時期に必要な資本整備費のうち、国や県の補助の該当にならないものの一部を支援する。 補助金額 1経営体あたり補助1,000千円(1/2以内)		若干名		4
聖籠町	雨除けハウス設置補助事業	町内の農家で継続して桜桃栽培又はぶどう栽培を行う者(新設の場合は県単補助事業の対象とならない者)	町内での雨除けハウスの新設又は更新更新については設置後12年以上経過し老朽化が著しいもの 事業費100万円以上の施設 補助率 ・認定農業者40%以内 ・認定新規就農者40%以内 ・上記以外30%以内	令和3年度分の申請は既に終了	予算の範囲内	産業観光課 0254-27-2111 http://www.town.seiro.niigata.jp	4
阿賀野市	新規就農者支援事業	新規就農者	新規就農者(農業後継者含む)が、指導農業者や農業法人の下で実施する実践研修に係る研修経費、農業機械等の免許取得に係る受講料、旅費、宿泊費等の実費の1/2を助成する。 上限:1人50,000円以内	通年	若干名	産業建設部農林課 0250-61-2478 https://www.city.agano.niigata.jp/	3
新潟市	元気な農業応援事業	認定農業者、認定新規就農者、法人(農地所有資格法人に限る)等	【機械・施設整備支援】 水稲や園芸生産などに関する機械・施設を整備するのに要する経費を助成する。 上限事業費300万円以下、補助率3/10以内 【認定新規就農者への特例】 機械・施設整備支援において次の特例を受けることが可能。 (特例) 上限事業費なし、補助率3/10以内 補助金限度額180万円	令和3年度分の申請は既に終了。	予算の範囲内	農林水産部農林政策課生産政策係 025-226-1772 https://www.city.niigata.lg.jp/business/norinsuisan/nouringyo/nogyo-sesaku/nogyo-genki/index.html	4
	新規就農者確保・育成促進事業<新規就農者研修支援事業>	新規就業者を雇用する農地所有資格法人等	【農業就業支援】 対象:農業生産活動に年間を通じて取り組む就業者 【6次化就業支援】 対象:農業生産活動を軸に(※)、6次産業に取り組む就業者 ※:年間120日以上生産活動に従事する場合に限る 【助成内容】 新規就業者給料を研修費と位置づけ、研修費の一部を助成する。 ・就業1年目:給料の10分の4以内(上限8万円/月) ・就業2年目:給料の4分の1以内(上限4万円/月) ※障がい者を雇用した場合、就業1年目は給料の4分の3以内、2年目は給料の2分の1以内を助成する。 【助成期間】最長18か月(障がい者雇用の場合は最長2年間)	令和3年度分の申請は～6/30。(予算の範囲内で若干の新規要望受付)	予算の範囲内	農林水産部農林政策課担い手育成室 025-226-1768 https://www.city.niigata.lg.jp/business/norinsuisan/nouringyo/sinkisyuno/sinkisyunou.html	5
阿賀町	農業次世代人材投資資金交付事業(町単)	認定新規就農者(町特認) ※年齢50～55歳未満	予算の範囲内において、経営開始直後の青年就農者(町特認の年齢50～55歳未満)に対する農業次世代人材投資資金(経営開始型)を交付する。 ・経営開始1年目から経営開始3年目までは交付期間1年につき1人当たり150万円、経営開始4年目以降は交付期間1年につき1人当たり120万円を交付する。 ・最長5年間	要相談	予算の範囲内	阿賀町農林課 0254-92-5764	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

新潟県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
五泉市	農業経営基盤パワーアップ支援事業	認定農業者 認定新規就農者 農地中間管理機構から賃借権の設定を受けた者 農地所有適格法人 適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体 集落営農組織	規模拡大や複合化等への取組に必要な機械・施設(ハウス)等の導入経費に対する支援 事業費50万円以上、補助率100分の20以内 補助上限額100万円	令和3年度分の申し込みは既に終了。	予算の範囲内	農林課 0250-43-3911 http://www.city.gosen.lg.jp/	4
田上町	新規就農者支援事業	新潟県農林水産業総合振興事業(新規就農者資本装備支援)事業者	新規就農者が経営規模の拡大及び新規部門の開始に必要な機械等をリースにより導入を行うのに要する経費に対し助成する。 補助率1/10以内。	通年	制限なし	産業振興課農林係 0256-57-6225 http://www.town.tagami.niigata.jp/	4
加茂市	加茂市農林水産業総合振興事業	新潟県農林水産業総合振興事業(新規就農者資本装備支援)事業者	新規就農者が経営規模の拡大及び新規部門の開始に必要な機械等をリースにより導入するのに要する経費に対し助成する。 補助率1/10以内。	設定なし(随時)	設定なし(随時)	農林課振興係 0256-52-0080 https://www.city.kamo.niigata.jp/soshiki/nourin/	4
三条市	三条市農林水産業総合振興事業	新潟県農林水産業総合振興事業(新規就農者支援)の対象となる者	新規就農者が就農時に機械・施設等資本装備を行うのに要する経費に対して6/100を補助する。	通年	若干名	農林課農政係 0256-34-5652 http://www.city.sanjo.niigata.jp/nourin/	4
	三条市青年就農者育成等支援事業	応募時38歳以下で、市指定の先進農家研修終了後、市内に居住し、園芸栽培により農業経営を開始する者	2年間の研修期間中に国の準備型給付金に加えて年間90万円の生活費を補助。研修終了後の住居や農地の斡旋、販路開拓の支援を行う。				2・4
燕市	踏み出せ！農業！スタートアップ事業	(新規就農者技術習得支援事業) 65歳以下の新規就農希望者、研修受け入れ農家	新規就農希望者が、研修機関等において実施される技術や知識、資格を習得するために必要な経費の一部を補助する。 市内農家が新規就農希望者を対象に研修を実施する場合の経費の一部を補助する。 補助対象経費の1/2以内(限度額10万円)	通年	予算の範囲内	農政課生産振興係 0256-77-8245 https://www.city.tsubame.niigata.jp/	3・6
		(新規参入者農地確保支援事業) 65歳以下の新規参入希望者	新規参入者が農地の借受にかかる賃借料等の一部を補助する。 補助対象経費の1/2以内(限度額30万円) ※最大3年間を限度とする				7
弥彦村	新規就農希望者研修受入支援事業	【対象者】 認定農業者、指導農士 【条件】 研修期間3月以上実施する場合	新規就農希望者(50歳未満)を、農家が受け入れた場合に発生する研修経費の一部を助成する。 ・助成月額2万円	随時	予算の範囲内	産業振興課 0256-94-1023 http://www.vill.yahiko.niigata.jp/	6
	新規農業者支援事業	農業の経営基盤が弥彦村にあり、かつ村内に住所を有している、認定新規就農者または農業次世代人材投資資金交付対象者で経営開始から概ね5年以内の者	農業用機械、農業用ハウス等施設導入に要する経費の1/2以内(補助上限50万円)	随時	予算の範囲内		4
	農業者支援事業	農業の経営基盤が弥彦村にあり、かつ村内に住所を有している、農業者、農業法人または農業者の組織する団体	農業用機械、農業用ハウス等施設導入に要する経費の1/2以内(補助上限50万円)	随時	予算の範囲内		4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援
8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

新潟県								
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野	
長岡市	新規就農者確保支援対策事業	新潟県農林水産業総合振興事業(新規就農者資本整備支援)対象者	新規就農者の資本への初期投資を軽減するため、リースによる機械・施設の導入に対し県補助に上乗せ補助するもの(補助率:県補助対象事業費の10%以内)	要相談	—	農水産政策課担い手育成係 0258-39-2223 http://www.city.nagaoka.niigata.jp/	4	
	就農初期段階運転資金支援事業	農業の経営基盤が長岡市にあり、かつ市内に住所を有している、認定新規就農者または農業次世代人材投資資金交付対象者で経営開始から概ね5年以内の者	農地や機械の賃借料、自ら生産する農産物へ使用した種苗費、肥料・農業費、販売経費等を補助 補助率は補助対象経費の50パーセント以内(ただしU・ターン者が新規就農した1年目のみ100パーセント補助)とし、かつ、1事業者につき補助金の合計額の上限を40万円までとする。	要相談	—		4	
	技術習得、経営移譲に向けた研修支援事業	農畜水産業等を営む個人又は法人(経営継承・独立自営就農を志す青年等の研修を受入れ、研修指導を行うことができる者)	青年等を雇用し、生産技術・経営に関する知識等を身につけさせるために実践的な研修を行う場合に、月額10万円を上限に、研修に係った費用の1/2を補助する(最長3年)	要相談	—		6	
	新・農業人リクルート支援事業	長岡市内に住所を有し、学生・社会人等の就農体験を受け入れることができる者(農地所有適格法人、認定農業者等)	・農地所有適格法人、認定農業者等が、就農を志す学生・社会人等を対象に、短期就農体験(インターンシップ)の受け入れに係る経費を補助する。(受け入れ者1人1日につき1万円)	要相談	—		6	
	新規就農者の技術習得支援事業	市内に住所を有し、かつ、就農に向けて県農業大学校等の農業経営者育成教育機関において1年以上農業研修を受けようとする者	新規就農に向けて研修を受ける者に対し、研修期間中における生活費の助成のため補助金を交付するとともに、関係機関と連携を図りながら、技術支援、生活支援及び生活基盤支援を行う 農業次世代人材投資資金(準備型)上乗せ補助900千円	要相談	—		農水産政策課担い手育成係 0258-39-2223	3
	新規就農者販路拡大支援事業	農業の経営基盤が長岡市にあり、かつ市内に住所を有している、認定新規就農者または農業次世代人材投資資金受給者で経営開始から概ね5年以内の者	新たな販路開拓や販売量の拡大に要する経費等を補助 補助率は補助対象経費の50パーセント以内(ただしU・ターン者が新規就農した1年目のみ100パーセント補助)とし、かつ、1事業者につき補助金の合計額の上限を50万円までとする。	要相談	—			4
見附市	見附市水稲用農業機械導入事業補助金	認定農業者 一般法人 農業者等が組織する団体 農地所有適格法人 認定新規就農者	地域農業を担うべき強い農業経営体の育成と、効率的・安定的な農業経営の実現を目的とした水稲用機械の導入に対する補助。 【補助率】事業費の30%以内 【上限額】70万円	例年5月中旬・下旬が締切	若干名	農林創生課 農政企画係 0258-62-1700	4	
	見附市野菜づくり等応援事業補助金	農業者 農業法人 農業者等が組織する団体 ほか	地場産の園芸作物の生産振興を図ることを目的とした各事業に対する補助。 ●園芸用機械等導入事業 【一般】 補助率:事業費の10分の3、上限額:20万円 【若手農業者(50歳未満)】 補助率:事業費の2分の1、上限額:30万円 ●栽培労働力確保支援事業 補助率:事業費の3分の1、上限額:15万円 ●耐雪型ハウス等導入事業 【一般】 補助率:事業費の2分の1、上限額:75万円 【若手農業者(50歳未満)】 補助率:事業費の2分の1、上限額:100万円 ●農産物産後処理事業 補助率:事業費の3分の2、上限額:15万円 ●にら産地育成事業 補助率:事業費の2分の1、上限額:50万円	通年	若干名		4	
小千谷市	小千谷市農作業マッチング事業補助金	市内の農業者	障害者へ農作業を教えるために配置する農作業指導者の経費を予算の範囲内で補助	通年	若干名	農林課農政係 0258-83-3510 https://www.city.ojiya.niigata.jp/	9	

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

新潟県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
魚沼市	魚沼市農業者育成支援事業 (営農発展支援)	中心経営体 認定新規就農者 農業者等で組織する団体 民間リース会社	地域農業の担い手として更なる体質強化につながるものとして、国県の補助事業(市を経由して間接的に補助する事業に限る。)の採択が見込まれる事業に係る施設・機械の整備に係る経費 10%以内(ただし、認定新規就農者においては30%以内) 施設上限300万円、機械上限100万円	随時	予算の範囲内		4
	魚沼市農業者育成支援事業 (営農継続支援)	農業法人等が新たに雇用する労働者を受け入れるための労働環境整備に係る経費	農業用車両の購入にかかる経費 2/3以内 上限50万円	随時	予算の範囲内		4
	魚沼市農業者育成支援事業 (高収益作物支援)	同一品目の生産、振興を図るための農業者等で組織する団体(他の補助事業による収入がある場合を除く。)	水稲以外の園芸・果樹等の作物において収益力向上につながるものと認められる機械・器具の整備に係る1件の購入価格(税抜き)が10万円以上の経費 1/2以内 上限50万円	随時 (要相談)	予算の範囲内		4
	魚沼市農業者育成支援事業 (新規就農者研修支援)	認定新規就農者又は魚沼市新規就農者援助事業補助金交付要綱(平成28年魚沼市告示第40号)の規定より補助金の交付を受けている者	認定新規就農者等が農業大学校及び指導農家士や農業法人の下で実習する研修受講料、旅費、宿泊費の経費 1/2以内 上限10万円	随時	予算の範囲内	産業経済部農政課 025-793-7647 http://www.city.uonuma.niigata.jp/	4 3
	魚沼市新規就農者援助事業 (営農支援)	平成28年4月1日以降の新規就農者で次の各号のいずれかに該当する者 (1) 年齢45歳未満の青年就農給付金受給者 (2) 上記(1)以外のもので、年齢65歳以下の者であって30a以上の農地を自ら耕作する者 ただし、魚沼市農業者育成支援事業費補助金交付要綱(平成25年魚沼市告示第132号)の規定による補助金の交付を受けている経費は除く。	営農支援 (就農に当たっての施設・機械の整備、肥料代、種子代等の営農に係る経費。 10/10以内 30万円上限 (実績が30万円以下の場合は、その金額(1,000円未満切捨て) 最長5年間(補助金の交付を決定した年度から起算する。)	随時	予算の範囲内		4
魚沼市新規就農者援助事業 (家賃支援)	平成28年4月1日以降の新規就農者で上記に掲げる新規就農者のうち空き家、公営住宅等を借り上げたUターン者、Jターン者及びIターン者。ただし、魚沼市定住促進事業補助金交付要綱(平成28年魚沼市告示第28号)の規定による補助金の交付を受けている者は除く。	家賃支援 (住宅1月当たりの家賃) 10/10以内 空き家の場合は、月額5万円が上限、公営住宅等の場合は、月額2万円が上限(実績が上限額以下の場合は、その金額(1,000円未満切捨て) 最長5年間(補助金の交付を決定した月から起算する。)	随時 (要相談)	予算の範囲内		8	
十日町市	新規就農者パワーアップ事業	認定新規就農者	新規就農者の早期経営安定化を図るため、農業用機械の導入経費に対して最大20万円を補助する。	随時	特に規定なし(予算の範囲内)	産業観光部農林課 025-757-3120 https://www.city.tokamachi.lg.jp/soshiki/sangyokankobu/norinka/1/gyomu/1450421752795.html	4
津南町	新規就農者用賃貸住宅	新規参入者	就業希望者に対して、新規就農者専用の町営アパート(谷内ファームハイツ)入居を受付。 ・世帯用:4室 ・単身用:8室	随時	空室状況による	津南町農業公社(津南町農林振興課内) 025-765-3115 http://www.town.tsunan.niigata.jp/	8
	新規就農者資本装備支援事業	認定就農者、認定新規就農者	認定就農者が農業施設や機械をリースする場合、県補助に上乗せ補助する。 農家子弟 事業費の2/10以内 (機械装備のみ) 新規参入者 事業費の10%以内	随時	特に規定なし(予算の範囲内)	農林振興課農林班 025-765-3115 http://www.town.tsunan.niigata.jp/	4

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

新潟県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
柏崎市	新規就農者支援事業	(新規就農者体験支援) 柏崎市外からの新規就農希望者や農業に興味がある者の就農へ向けてのきつかけづくりとして行う農業体験に係る費用を助成する。 (1) 田植え体験 (2) 稲の保護・維持管理及び園芸の体験 (3) 稲刈り体験 各シーズンとも7日間程度、地域との交流を含む。	農業体験に係る次の経費。 (受入れ農家への助成) (1) 農家や農業法人等への受け入れ費用 10,000円×7日間×3シーズン (2) 農家や農業法人等の体験プログラム作成費用 10,000円×7日間×3シーズン (参加費 個人負担) 5,000円×7日間×3シーズン=105,000円	令和3年度中	令和3年度 2人	農政課農政企画係 0257-23-5111 内線3108 http://www.city.kashiwazaki.lg.jp/	6
		(新規就農者育成支援) 柏崎市で農業経営をする農業法人等で、国が実施する「農の雇用事業(雇用就農者育成支援)」に当該年度中に事業採択及び交付を受けている者 農業法人等が研修生を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営知識等を習得させるための実践的な研修や外部専門家による研修等に対して助成する。	(1) 助成額 研修費として実際に負担した費用と農の雇用事業で採択を受けた費用(月額最大97,000円)との差額の1/2以内。ただし、月額30,000円を上限とする。 (2) 雇用者要件 雇用者要件は、助成額の1/2以内とし、月額15,000円を上限とする。 (ア) 市外から転入した雇用者 柏崎市へU・ターンをしたおおむね3年以内の者 (イ) 女性の雇用者	令和3年度中	令和3年度 5人		5
		(U・ターン者新規就農支援) 柏崎市内へのU・ターン者で、転入してからおおむね3年以内に新規就農した者又は新規就農を計画している者 次の全てを満たしていること。 (1) 柏崎市内へのU・ターン者で、就農を目的に柏崎市内に1年以上居住する満18歳以上のもの (2) 就農開始から3年を目途に販売農家を目指すこと。ただし、当補助事業における販売農家とは、経営耕地面積が30a以上または年間の農産物(農産物とは、穀物、園芸作物のほか、畜産物、きのこ類とする。)販売金額が50万円以上の農家という。	新規就農に必要な次に掲げる経費 (1) 農地購入費又は借地料 (2) 農業用施設・機械購入費又は借上料 (3) 農業研修費(講師料を含む。) 補助率8/10以内。ただし、補助金年間30万円以内、3年間を限度とする。	令和3年度中	令和3年度 3人		4
上越市	上越市新規就農者等定住転入促進事業	【支援対象①②】 市外在住でおためし農業体験に参加する50歳未満(中山間地域では61歳未満)の方 【支援対象③】 平成28年4月1日以降に市外から転入し、市内で就農等(研修含む)をしている50歳未満(中山間地域では61歳未満)の方 【支援対象④】 ・市内に住所を有し、平成28年4月1日以降に市内で就農等(研修含む)をしている50歳未満(中山間地域では61歳未満)の方 【支援対象⑤】 ・市内に住所を有し、平成28年4月1日以降に市内で独立・自営就農をしている50歳未満(中山間地域では61歳未満)の方 【支援対象⑥】 ・平成28年4月1日以降に市外から転入し、市内で就農等(研修含む)をしている50歳未満(中山間地域では61歳未満)の方 【支援対象⑦】 ・市内に住所を有し、団体営土地改良事業に係る事業費分担金を負担する認定新規就農者 【支援対象⑧】 ・新規就農者に対するサポート体制づくりを行う団体 【支援対象⑨】 ・50歳以上66歳未満の新規就農者を雇用する中山間地域の農業法人または園芸に取り組み農業法人等 ・中山間地域にあっては、雇用期間8か月以上の有期雇用従業員も対象(有期雇用の場合、満50歳以下でも可)	①農業体験参加者宿泊費補助 宿泊費の1/2以内(補助上限額1泊4,000円)を補助。 ②農業体験参加者交通費補助 新幹線の運賃、特急料金、有料道路の料金及びレンタカーの使用料(補助上限額10,000円)を補助。 ③住居費補助 家賃の1/2×12か月(補助上限額 月額20,000円)を補助。なお、独立・自営就農者に関しては、家賃の1/2×24か月(補助上限額月額20,000円)を補助。 ④大型特殊免許等取得費補助 大型特殊・牽引の免許取得費の1/2(補助上限額50,000円)を補助。 ⑤農業用機械購入費補助 農業用機械購入費の1/2(補助上限500,000円)を補助。なお、中山間地域の農地を50a以上耕作している人に限り農業用機械購入費の1/2(補助上限額1,000,000円)を補助。 ⑥空き家リフォーム補助 空き家のリフォーム工事に要した経費の1/3(補助上限額600,000円)を補助。(県外からの移住、子育て世帯、中山間地域への移住はそれぞれ100,000円加算、農家民宿等の開業は500,000円加算) ⑦農地耕作条件改善モデル事業 当該事業に要する経費に100分の97.5を乗じて得た額から国、県等の補助金を差し引いた額(補助上限額2,000,000円)を補助。 ⑧担い手確保に向けた地域受入れサポート事業 サポート体制づくりに要する費用(補助上限額300,000円)を補助。 ⑨農業法人雇用支援事業 新規就農者の雇用・育成に要する経費(補助上限額年間1,200,000円、最長2年間)を補助。	通年	予算の範囲内	農政課 025-526-5111	9
妙高市	妙高市新規就農者等農業機械導入支援事業	【補助対象者】 ・新規就農者等 【補助対象経費】 ・水稲用及び園芸用農業機械の購入費	【補助金の額】 ・補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切捨て) ※合計100万円を限度として何回でも交付を受けられる。 ※1台当たり20万円以上のものに限る。	随時	予算の範囲内	農林課 0255-74-0027 http://www.city.myoko.niigata.jp/	4
糸魚川市	農林水産業就業研修事業	【対象者】 糸魚川市の農林水産業への就業を希望し、就業研修開始日において18歳以上60歳未満で、下記のいずれかに該当する者 ①市外在住者で、糸魚川市で就業研修を行う者 ②糸魚川市在住者で、市外で就業研修を行う者 【条件】 ①連続した5日間以上の研修を実施する場合	【補助金の額】 次の①と②の合計額 ①交通費に係る補助金額は、居住地から就業研修の実施場所までの間の移動に要する費用の1/2以内とし、一人につき15,000円を限度とする。最も経済的な通常の経路及び方法によるものとし、燃料費は除く。 ②宿泊費に係る補助金額は、1泊につき3,000円とし、一人につき39,000円を限度とする。 【交付回数】 1年度につき1人2回	通年	予算の範囲内	農林水産課 農業経営支援センター 025-552-1511 http://www.city.itoigawa.lg.jp/	3

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

新潟県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
佐渡市	佐渡市集落営農・担い手支援事業 (里親農家支援事業)	【対象者】 新規就農者の支援に積極的な農業者・農業生産法人・農業振興公社・農業者団体 【条件】 ・新規就農者の合意のもと、営農技術や地域との橋渡し役、機械や施設といった生産基盤等の支援を行う就農支援計画を策定すること。	①交付単価 上限30万円/研修生一人あたり ②交付期間 研修開始から最長5年間	随時	予算の範囲内	農業政策課 0259-63-5117 https://www.city.sado.nigata.jp	6
	佐渡市農林水産業総合振興事業(新規就農者就農円滑化支援)	新潟県農林水産業総合振興事業の採択基準を満たす認定就農者及び認定新規就農者	新潟県農林水産業総合振興事業の認定を受けて農地の利用権を取得する場合に、賃借料の支払いに必要な経費について、県補助事業に10%以内の上乗せ補助を行う。	要相談	予算の範囲内		4
	佐渡市農林水産業総合振興事業(新規就農者資本整備支援)	農業協同組合、民間リース会社など (借受者:新潟県農林水産業総合振興事業の採択基準を満たす認定就農者及び認定新規就農者)	新潟県農林水産業総合振興事業の認定を受けたリース用機械・施設の整備に係る経費について、県補助事業に10%以内の上乗せ補助を行う。	要相談	予算の範囲内		4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援（あっせん・家賃補助を含む） 9. その他

富山県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
富山市	就農準備研修事業(県単)	青年等就農ビジョン認定者	技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。 ＜助成額上限＞ 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円 ＜補助率＞ 1/2以上、(県1/2以内) ＜支援期間＞ ・青年(18歳以上50歳未満) ・一年以上2年以内	随時	県計画12人	農林水産部 農政企画課 076-443-2081	2,6
	「#コロナ転職」事業	農林水産業界への就職希望者	農業協同組合、営農組合、農業参入法人、森林組合、漁業協同組合など農林水産業界に、雇用人情情報を確認するとともに、農林水産業界への就職希望者(新型コロナウイルスを原因とした失業者及びアルバイト先が見つからない大学生など)を幅広く募集し、就職をマッチングするなどの支援を行う。	随時	求人数による		9
	「富山で農林水産業」事業	農学部在籍する大学生等	関東甲信越の農林水産系の学部がある大学等を訪問し、本市の農林水産業の魅力、更には本市が総合的に住みやすい街であることをPRするとともに、本市の農林水産業施策や農林水産業に従事する際の支援制度を説明するため、就職希望者が参加するフェアへ出展する。また、インターンシップやゼミ合宿などを誘致することで、本市の農林水産業の魅力を直に伝える。	随時	—	農林水産部 農政企画課 076-443-2080	9
	とやま型農業経営支援事業(就農スタートアップ支援事業)	・認定新規就農者のうち、50歳未満で経営を開始した者 ・営農開始後5年後の農業所得が年間300万円以上と見込まれる者 ・とやま農業経営総合サポートセンターの重点指導農業者に選定され、支援チームの継続的支援を受けること ・農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けた実績又は計画があること ・園芸施設共済の引受対象となる施設整備をする場合にあっては、園芸施設共済等に加入されること	新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援する。 ＜標準事業費＞ 県の事業実施要領に準ずる ＜補助率＞ 1/6以上、(県1/3以内)	—	県計画6名	農林水産部 農政企画課 076-443-2083	4
	とやま楽農学園事業	(コース別) ①就農チャレンジコース(梨専科) (対象者):梨生産で新規就農を目指す方。 ②就農チャレンジコース(野菜専科) (対象者):野菜生産で新規就農や複合経営を目指す方。 ※いずれも、当学園の農業サポーター養成コース修了者または受講者であること。 ③農業サポーター養成コース (対象者):市内農家のサポートを行う「農業サポーター」として活動できる方。または将来的に新規就農を考えている方。 ④企業等農業参入講座 (対象者):農業参入を検討している企業等。 その他の条件等:(各コース・講座共通) ・年齢条件:なし ・農業サポーターとして活動できる方。(企業等農業参入講座除く)	①②就農チャレンジコース(梨・野菜専科) 将来、就農するための栽培知識・技術及び生産販売を実践する3年間のカリキュラムで研修を実施。 ③農業サポーター養成コース (講座):野菜・果樹・花き・水稲の4講座を開催。 各講座別に栽培技術および収穫調整等の習得を目指し、2年間のカリキュラムで研修を実施(水稲講座、花き講座は1年間) ④企業等農業参入講座 農業参入に必要な制度や基礎的な知識の習得を目指す講座を年1回開催。 その他(各コース・講座共通) ・資料代等は受講者負担	毎年、1月下旬～2月下旬	各講座20名 (野菜のみ40名)	農林水産部 営農サポートセンター 076-429-4504 https://esc-toyama.net/	2,9
高岡市	とやま型農業経営支援事業(就農スタートアップ支援事業)	認定新規就農者	新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援する。 ＜標準事業費＞ 10,000千円 ＜補助率＞ 1/6以上(県1/3以内)	随時	—	農業水産課 0766-20-1308 http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1611/kj00011910-004-01.html	4
	高岡市新規就農者経営支援事業(市単)	満年齢が50歳以上60歳未満で農業経営を開始した者	種苗、土壌改良剤、肥料、農業等の資材取得に係る経費について補助する。 ＜補助率＞ 1/2(100千円上限)	随時	—	農業水産課 0766-20-1308	4
魚津市	農地集積・集約化推進事業(市単)	認定新規就農者等	農地中間管理機構から、5年以上の期間で新規に農地を借り入れた場合、借り入れ面積に応じて助成金を交付する。 ＜助成額＞ ①認定新規就農者の場合、20,000円/10a ②その他の担い手の場合、10,000円/10a	—	—	農林水産課 0765-23-1032 http://www.city.uozu.toyama.jp/	7

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

富山県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
黒部市	就農準備研修事業(県単)	青年等就農ビジョン認定者	新規就農希望者が先進農家等で技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。 <助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円 <補助率> 1/2以上、(県1/2以内) <支援期間> ・青年(18歳以上50歳未満) 1年以上2年以内	随時	県計画12人	農業水産課 0765-54-2111 http://www.city.kurobe.toyama.jp/	2.6
	とやま型農業経営支援事業(就農スタートアップ支援事業)	認定新規就農者	新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援する。 <標準事業費> 10,000千円 <補助率> 1/6以上、(県1/3以内)	—	—		4
射水市	とやま型農業経営支援事業(就農スタートアップ支援事業)	認定新規就農者	新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援する。 <標準事業費> 10,000千円 <補助率> 1/6以上、(県1/3以内)	—	—	農林水産課 0766-51-6677	4
	農林漁業新規就業者等支援事業	1. 就業研修者支援事業 ・市内に住所を有し、研修終了後市内法人組織若しくは個人事業者に就職することが見込まれる者又は就職することを希望する者 2. 就業者居住支援事業 ・認定就農者若しくは認定就農者になることが確実と認められる者又は専ら農林漁業で生計を維持することを目的に農林漁業の法人組織若しくは個人事業者に新たに就職する概ね60歳までの者で、市外から市内へ住所(住民票)を移転し、事業終了後3年以上、就業の継続が見込まれる者	1. 就業研修者支援事業 ・市内農家で県公社の中期研修を実施した場合に日額3,000円を限度とし、長期研修にあつては、日額1,000円を限度として支給する。 2. 就業者居住支援事業 ・月当たり10,000円を限度とし、最大12月分を支給する。	随時	—		3.8
舟橋村	就農準備研修事業(県単)	青年等就農ビジョン認定者	新規就農希望者が先進農家等で技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。 <助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円 <補助率> 1/2以上、(県1/2以内) <支援期間> ・青年(18歳以上50歳未満) 1年以上2年以内	随時	県計画12人	生活環境課 076-464-1121 http://www.vill.funahashi.toyama.jp/	2.6
	とやま型農業経営支援事業(就農スタートアップ支援事業)	認定新規就農者	新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援する。 <標準事業費> 10,000千円 <補助率> 1/6以上、(県1/3以内)	—	—		4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

富山県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
入善町	就農準備研修事業(県単)	青年等就農ビジョン認定者	新規就農希望者が先進農家等で技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。 <助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円 <補助率> 1/2以上、(県1/2以内) <支援期間> ・青年(18歳以上50歳未満) 1年以上2年以内	随時	県計画12人	がんばる農政課 0765-72-3812 http://www.town.nyuzen.toyama.jp/	2.6
	とやま型農業経営支援事業(就農スタートアップ支援事業)	認定新規就農者	新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援する。 <標準事業費> 10,000千円 <補助率> 1/6以上、(県1/3以内)	—	—		4
	新規就農者支援事業	年齢条件:35歳までの新規就農者	新規就農者に対して奨励金50,000円を支給する。	—	—		9
	特産品栽培・新規就農支援事業	<新規生産者支援> 町内の農業者又は農業生産法人、団体等で入善ジャンボ西瓜又はチューリップ球根の生産を町内の圃場で作付け予定の者又は作付け開始から1年を経過しない者 <生産組合等支援> 入善ジャンボ西瓜又はチューリップ球根の生産者等で構成する生産組合又はその構成員	<新規生産者支援> 初期投資に要する種苗費、資材費、肥料費等を補助 1年目:標準事業費(150千円/5a)の2/3を補助 2年目:標準事業費(150千円/5a)の1/3を補助 <生産組合等支援> 新規就農者への栽培技術指導にかかる費用を補助 1・2年目:150千円/年(定額)	—	—		4.9
	入善ジャンボ西瓜新規栽培促進事業	<栽培チャレンジ支援> (チャレンジ農家支援) 西瓜の栽培に挑戦する町内の担い手農家(認定農業者、認定新規就農者等)又は西瓜の生産農業者で構成する生産組合が特別に認める者 (生産組合支援) 西瓜の生産農業者で構成する生産組合 <生産安定化支援> 町内の農業者、団体等で、西瓜を町内のほ場で作付け予定の者又は作付け開始から1年を経過しない者 ※特産品栽培・新規就農支援事業の交付を受けること	<栽培チャレンジ支援> (チャレンジ農家支援) 5,000円/株(1対象者あたり上限25,000円) (生産組合支援) チャレンジ農家支援に取り組む対象者1件あたり25,000円 <生産安定化支援> 西瓜の作付面積10aあたり150,000円	—	—		9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9. その他

富山県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
朝日町	就農準備研修事業(県単)	青年等就農ビジョン認定者	新規就農希望者が先進農家等で技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。 <助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円 <補助率> 1/2以上、(県1/2以内) <支援期間> ・青年(18歳以上50歳未満) 1年以上2年以内	随時	県計画 12人	農林水産課 0765-83-1100 https://www.town.asahi.toyama.jp/	2、6
	就農スタートアップ支援事業	認定新規就農者	青年等就農計画に掲げる目標達成に必要な機械・施設の初期投資に係る負担を軽減することにより、早期の経営確立を支援する。 <標準事業費> 10,000千円/1経営体 <補助率> 1/6以上、(県1/3以内)	随時	県計画6人		4
	あさひ農学舎農業研修事業	新規就農希望者(地域おこし協力隊)	「朝日町新規就農者等研修宿泊施設(通称「あさひ農学舎」)」に居住しながら、受入農家での実践的な農業研修や座学を中心に研修を行い、新規就農者の育成及び確保を図るもの <研修期間> 原則2年間。ただし、1年間の延長し、最長3年間の研修が可能 <報酬> 月額 181,000円 (月額報酬151,000円+農業研修奨励金30,000円) ※社会保険等自己負担分を含む。 ※期末手当の支給あり <その他> 住居の提供、車両の無償貸与等	随時	最大8人 受入可		2
	あさひDEお試し就農事業	新規就農希望者	町外の新規就農希望者が町内の農家において就農研修(4泊5日を上限)を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、宿泊費の補助)を支給する。 <助成額> 研修謝金 5,000円/1日 宿泊助成額 ・農学舎を利用した場合1,000円/1日 ・町内宿泊施設を利用した場合2,000円/1日	随時	5人		2、6
砺波市	チューリップ球根新規生産振興事業	1チューリップ球根栽培に取り組む営農組織若しくは農業者又は球根栽培農家の後継者として新規に取り組む者 2新規生産組織等に栽培技術指導ができるチューリップ球根生産者	1新規生産者への支援 新規生産支援事業(1年目) 45万円以内 5a以上作付 生産拡大支援事業(2年目) 35万円以内 10a以上作付 定着化支援事業(3年目) 35万円以内 15a以上作付 2栽培技術の習得等への支援 研修支援事業 10万円(補助率1/2) 3指導の匠による栽培技術指導活動支援 指導活動支援事業 5万円/年(定額)	随時	—	砺波市農業振興課 0763-33-1404	2.4
南砺市	就農準備研修事業(県単)	50歳未満で経営を開始する、先進農家等で研修を行う青年等就農ビジョン認定者	技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。 <助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円 <補助率> 1/2以上(県1/2以内、市町村1/2以上) <支援期間> ・青年(18歳以上50歳未満) 1年以上2年以内	随時	県計画 12名	南砺市農政課 0763-23-2016	2、6
	とやま型農業経営支援事業(就農スタートアップ支援事業)	青年等就農計画の認定を受けた者のうち、50歳未満で経営を開始していること 就農5年後の農業所得300万円を目指す者 支援チームの継続的支援を受けること	新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援 <標準事業費> 10,000千円 <補助率> 1/2(県1/3以内、市町村1/6以上)	—	県計画 6名		4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

富山県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
滑川市	就農準備研修事業(県単)	50歳未満で経営を開始する、先進農家等で研修を行う青年等就農ビジョン認定者	技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。 <助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円 <補助率> 1/2以上(県1/2以内、市町村1/2以上) <支援期間> ・青年(18歳以上50歳未満) 1年以上2年以内	随時	県計画 12名	滑川市農林課 076-475-2112	2、6
	とやま型農業経営支援事業(就農スタートアップ支援事業)	青年等就農計画の認定を受けた者のうち、50歳未満で経営を開始していること 就農5年後の農業所得300万円を目指す者 支援チームの継続的支援を受けること	新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援 <標準事業費> 10,000千円 <補助率> 1/2(県1/3以内、市町村1/6以上)	—	県計画 6名		4
上市町	就農準備研修事業(県単)	50歳未満で経営を開始する、先進農家等で研修を行う青年等就農ビジョン認定者	技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。 <助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円 <補助率> 1/2以上(県1/2以内、市町村1/2以上) <支援期間> ・青年(18歳以上50歳未満) 1年以上2年以内	随時	県計画 12名	上市町産業課 076-472-1111	2、6
	とやま型農業経営支援事業(就農スタートアップ支援事業)	青年等就農計画の認定を受けた者のうち、50歳未満で経営を開始していること 就農5年後の農業所得300万円を目指す者 支援チームの継続的支援を受けること	新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援 <標準事業費> 10,000千円 <補助率> 1/2(県1/3以内、市町村1/6以上)	—	県計画 6名		4
水見市	就農準備研修事業(県単)	50歳未満で経営を開始する、先進農家等で研修を行う青年等就農ビジョン認定者	技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。 <助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円 <補助率> 1/2以上(県1/2以内、市町村1/2以上) <支援期間> ・青年(18歳以上50歳未満) 1年以上2年以内	随時	県計画 12名	水見市農林畜産課 0766-74-8086	2、6
	とやま型農業経営支援事業(就農スタートアップ支援事業)	青年等就農計画の認定を受けた者のうち、50歳未満で経営を開始していること 就農5年後の農業所得300万円を目指す者 支援チームの継続的支援を受けること	新規就農希望者が自らの経営を新たに又は部分的に開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援 <標準事業費> 10,000千円 <補助率> 1/2(県1/3以内、市町村1/6以上)	—	県計画 6名		4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援
 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

石川県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
小松市	環境王国ひとりづくり支援事業	農業者・営農部会・農業グループ等 (小松市在住であること。)	①石川県立大学での修学・研究等支援 科目履修生・聴講生・研究生(入学金・授業料の1/2)、実習生(資材費100千円以内) ②研修会開催支援 農業・環境・食品関係研修会開催費50千円以内 ③商品開発・販路拡大支援 小松産農産物を使った商品開発費・販路開拓に要する経費100千円以内 ④新規就農支援 50歳以上新規就農に要する経費を補助(上限150千円) ⑤資格取得支援 営農に必要となる資格取得(1/2、上限100千円) ⑥米食味向上支援 肥料・米食味分析鑑定コンクール国際大会出品料(上限20千円) ⑦食育支援 農業体験・加工体験(上限30千円) ⑧新たな農林水産物チャレンジ 新たな農林水産物の生産や経営規模拡大に要する経費(1/2、上限1,000千円)	4.1~3.31	募集人数の制限は無いが、予算内であること。	小松市農林水産課 0761-24-8080 www.city.komatsu.lg.jp/	3.4.9
金沢市	金沢市異業種新規農業参入支援事業	・新たに市内の10アール以上の遊休農地において、5年以上の賃借権の設定等により、野菜、花き等の栽培を行う企業・団体(農業を営むことを主たる目的とする団体を除く)	就農に係る初期投資に支援 ・農作物の生産を開始してから5年度まで支援 ①土地の賃借料(補助率 10/10~8/10) ②土地基盤整備(補助率 6.5/10) ③土壌改良資材(補助率 10/10~8/10) ④生産施設整備(補助率 13/30) ⑤農業機械整備(補助率 13/30) (平坦地域に参入の場合は、①、③のみ支援)	-	-	金沢市農業水産振興課 076-220-2214 http://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshiki/nourin/17051.html	4.7
	金沢市中山間地域遊休農地活用就農者支援事業	・新たに市内の中山間地域の10アール以上の遊休農地において、5年以上の賃借権の設定等により、野菜、花き等の栽培を行う農業者 ・農協、研修機関の推薦を受けた者	就農に係る初期投資に支援 ・下記①は農作物の生産を開始してから5年度まで支援 ・下記②~④は農作物の生産を開始してから3年度まで支援 ①土地の賃借料(補助率 10/10~8/10) ②土地基盤整備(補助率 8/10) ③土壌改良資材(補助率 10/10~8/10) ④生産施設整備(補助率 13/30)	-	-		4.7
	金沢農業大学校	18歳以上65歳以下で、2年間の研修修了後、金沢市内で就農できる者	【研修内容】 実習を中心に野菜の栽培技術を習得 ・研修期間:2年間 ・研修場所:金沢市農業センター生産者の園場等 ・研修内容 必須:基本研修(2回/週) 経営力向上研修(年12回) 選択必須:特別研修(年13回) 里親農家研修 専門研修 ・講師:農の匠・市場関係者・農協等 ・受講料:無料(一部実費負担あり)	8月上旬 ~11月中旬	15名程度	金沢市農業センター 076-249-2744 http://www4.city.kanazawa.lg.jp/17070/nougyou_c/index.html	1.2
	金沢農業大学校修了生等就農支援事業	【個人】 ・金沢農業大学校の研修を修了した者又は修了する予定の者 ・本市における10a以上の農地において、5年以上農作物の生産を行う者 【団体】 ・金沢農業大学校の研修を修了した者又は修了する予定の者のみで構成する団体 ・本市における10a以上の農地において、5年以上農作物の生産を行う団体	就農に係る初期投資に支援 金沢農業大学校を修了した翌年度から起算して3年以内に交付を開始し、個人は3年度、団体は5年度までの連続した年度が支援対象 ①土地の賃借料(補助率 10/10~8/10) ②土地基盤整備費(補助率 10/10~8/10) ③土壌改良資材費(補助率 10/10~8/10) ④生産施設整備費(補助率 1/2) ⑤農業機械の購入費及び賃借料(補助率 1/2) ※1人当たり補助金50千円未満の少額補助の場合、①、③のみ支援	-	-		1.4.7

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

石川県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
かほく市	園芸産地担い手確保事業	かほく市に住所を有する60歳未満の者で (1)新たに就農する者 (2)市内で営農している者で、新たに指定農産物の生産を始める者 (3)その他、市長が適当と認める者	指定する農産物 (1)かほく市特産6品目 すいか、大根、かぼつくり、ながいも、ぶどう、紋平柿 (2)その他支援対象作物 ブロッコリー、らっきょう、切花葉ぼたん、エアリーフローラ、秋星、加賀しずく、白ネギ 助成項目 ①農業技術取得支援 600千円/年 50歳以上60歳未満でかほく市に就農を目的として移住する者で、いしかわ耕稼塾で就農に向けた技術取得を行う者へ支援(2年以内) ②長期実地研修 補助率1/2 就農希望者を受け入れかつ栽培技術の習得を指導する農家に対し育成費用として助成(研修受入から5年目まで) ③農業機械購入助成 指定する農産物(1)の品目 補助率 1/2 指定する農産物(2)の品目 補助率 1/3 補助の上限 1年目 1,500千円 2年目 1,000千円 3年目 500千円 ④農業施設整備助成 指定する農産物(1)の品目 補助率 1/2 指定する農産物(2)の品目 補助率 1/3 補助の上限 1年目 1,500千円 2年目 1,000千円 ⑤土地の賃借料 農地の賃借料の一部助成 10a当たり砂丘畑24千円その他の畑8千円を上限とし、年額200千円を限度とする。 補助率 1年目:100/100 2年目:75/100 3年目以降5年目まで:50/100 ⑥機械施設の賃借料 離農者から既存の農業機械・生産施設を借り入れる費用の一部を助成する。 補助率 1/2(賃借開始から5年目まで) ⑦住宅関連支援 かほく市に就農を目的とし移住する者で、市長が指定する住宅へ入居した者に対し家賃の助成 30千円/月を限度とする。(入居から3年間)	-	-	かほく市産業振興課 076-283-7105 http://www.city.kahoku.shikawa.jp/www/index.html	3,4,6,7,8
宝達志水町	宝達志水町新規就農里親農家支援事業	受け入れ農家への研修を希望し、新たに就農してから3年目までの農業者で、農協、直売所その他これらに類するものに出席することを目的とするもの、農協生産部会に加入し地域農業の活動参加に努めるもの。 指定する農産物(宝達志水町特産2品目)いちじく、ぶどう (1)宝達志水町に移住して就農する者 (2)宝達志水町在住で就農する者 (3)その他、町長が適当と認める者	【受け入れ農家】 ①農業研修受入協力支援 就農希望者を受け入れる農家を里親(農業者)として登録し、受け入れ農家に対して受入協力金を支援する。 100千円/年(最長3年間) 【新規就農者】 ②農業用機械施設整備支援 農業用機械の購入に対する支援 農業用ビニールハウスの整備に対する支援 ※対象となる経費は、ハウスの新設に係る資材費及び設置工事費とする。ただし、中古資材費及び農地整備費、かん水設備費、ポイラーその他の加温設備費は、対象外とする。 補助率1/2 補助の上限500千円	-	-	宝達志水町農林水産課 0767-29-8240 http://www.hodatsushimizujp/	1,4,6
羽咋市	羽咋市新規就農者総合支援事業	自然栽培農業者(JAはいが今後定める自然栽培規定に基づく営農を行う者、以下同じ)で、自然栽培営農を5年間継続する見込みのある者に対し、国の新規就農総合支援事業で支給される金額の2割を2年間助成する。	自然栽培新規就農者支援助成 ①助成期間 2年間 ②初年度:30万円(単身)、45万円(夫婦)	-	-		4
	環境保全型農業直接支援対策事業	エコ農業者認定(県)を受けている自然栽培農業者で、自然栽培営農を5年間継続する見込みのある者	栽培面積に対する作付け助成 ①助成期間 5年間 ②助成額 20円/㎡	-	-	羽咋市農林水産課 0767-22-1116 https://www.city.hakui.lg.jp/sangyou_business/sangyou/5/4494.html	4
	新規就農者家賃助成事業	・市内に住所を有する新規就農者 ・空き家又はアパート等に居住するもの ・2年以上居住する意思があること ・所有者等と3親等以内でないこと	新規就農者空き家賃助成 ①助成期間 2年間 ②助成額 家賃月額の1/2以内の額(空き家25千円限度、アパート等20千円限度)	-	-		8
	農業体験者受入事業	・市内への移住、自然栽培就農を希望する者	①農業体験プログラム 1人500円(1日) ②短期移住体験住宅の無料貸出し ※「短期移住体験住宅」には家電や、家財道具、布団等備品(石鹸や、ティッシュペーパー、タオル等の日常消耗品を除く)を設置済み	-	-		1,2,9

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

石川県																																										
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野																																			
七尾市	七尾市新規就農者確保対策事業	<p>1. 補助対象者の要件</p> <p>(1)市内で農業を営む認定農業者であること。</p> <p>(2)専ら農産物の生産に従事する者を継続して雇用し、就農に必要な作物の栽培管理技術及び経営手法等農業生産に必要な能力を身につけさせるための研修を行うこと。</p> <p>(3)研修を行う被雇用者との間で、雇用契約を締結すること。</p> <p>(4)研修生1人に対して、十分な指導を行うことができる農業従事経験5年以上の研修責任者を1人以上置くこと。</p> <p>(5)本事業と重複する国などによる助成等を受けていないこと。</p> <p>2. 研修生の要件</p> <p>(1) 就農意欲を有し、本事業での研修終了後も継続して市内に就農する意思がある者であること。</p> <p>(2)主に農産物の生産に関する業務に従事する者であること。</p> <p>(3)過去の農業就業期間が3年未満の者であること。</p> <p>(4)本事業において実施する研修生の就業状況等の調査について協力する者であること。</p> <p>(5)当該認定農業者及び法人にあつては代表者、役員又は構成員の親族(3親等以内)でないこと。</p>	<p>1. 新規に研修生を雇用し、実践研修に要する経費として、研修責任者の人件費の一部を支援する。研修支援の期間は、研修生を新規雇用してから2年目の当該年度末(最大24箇月分)までとする。(月額50千円)</p> <p>2. 市内の定住促進住宅へ入居する研修生に対する住宅支援として、その家賃の半額を助成する。住宅支援の期間は、入居してから2年目の当該年度末(最大24箇月分)までとする。(上限は月額15千円)</p>	—	—	七尾市産業部農林水産課 0767-53-8422	3.6.8																																			
輪島市	新規就農者助成事業	<p>以下の条件のいずれにも該当する者</p> <p>①市外から新たに定住した新規就農者(親等の経営を承継する者を除く)</p> <p>②農業経営開始時の年齢が60歳未満で年間150日以上農業に従事する見込みがある者</p> <p>③研修機関等で研修を受けた者</p> <p>④農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により市が定める農用地利用集積計画により利用権の設定等を受けた者</p>	<p>市外から新たに定住した新規就農者に対して助成を行う。</p> <p>新規就農開始助成金 500千円</p> <p>新規就農者経営安定助成金 20千円/月(1年間)</p>	—	—	輪島市農林水産課 0768-23-1141	4																																			
能登町	能登町担い手育成農業機械整備支援事業	<p>下記条件を満たす本町に在住する「農業者、認定農業者、認定新規就農者、農業者3戸以上で構成される任意団体」</p> <p>1.能登町に在住し、能登町内の農地で耕作している</p> <p>2.水田を営む農業者、認定農業者、認定新規就農者、任意団体は、農業共済保険に加入し、本町の生産基準数量に適合している者であつて、事業申請年度の主食用米作付面積が300a以上であること。</p> <p>3.畑作を営む農業者、認定農業者等及び任意団体は、事業申請前年度の販売額が200万円以上であること。</p> <p>4.町税等の滞納がないこと。</p> <p>5.1農業経営体あたり1機種までとする。ただし、溝掘機はこの限りでない。</p>	<p>農地の維持・保全に意欲的に取り組む農業者を対象に、農業機械の整備に対して支援し、将来にわたり農地の維持・保全を図るほか、地域の中心となる担い手の育成や集落営農を促進する。</p> <p>補助率及び上限額 補助率 10%、溝掘機のみ30% (上限50万円)</p> <p>対象となる農業機械 ・耕運機、トラクター、田植機、コンバイン、モア(自走式又は装着式)、スマート農業機器、溝掘機</p>	7.1～3.31	—	能登町農林水産課 0768-62-8505 https://www.town.noto.lg.jp/www/service/detail.jsp?common_id=11513	4																																			
	能登町第1次産業U・Iターン支援助成金	<p>当町の第1次産業に従事し、就業支援研修等を受講した(している)U・Iターン者であること</p>	<p>①助成額 家賃の半額×12カ月 (上限額30千円) 初年度のみ50千円を生活支援金として助成</p> <p>②助成期間 住民登録をした日から最大で5年間</p>	4.1～3.31	—	能登町農林水産課 0768-62-8505 http://www.town.noto.lg.jp/www/service/detail.jsp?common_id=11515	8																																			
	能登町農業振興作物産地強化促進事業	<p>JAが認める園芸作物または原木シイタケの作付・出荷を行う農業者等</p>	<p>農業者の所得の向上及び振興作物産地強化を図るため、管内JAで振興している作物を作付けするためにハウスなどの施設整備を促進し、本町農業振興の産地活性化を促進。</p> <p>補助率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業実施主体 対象振興作物名</th> <th colspan="2">JAが振興する 園芸作物※</th> <th colspan="2">原木シイタケ (のど115)</th> </tr> <tr> <th>認定 農業者等</th> <th>農業者</th> <th>認定 農業者等</th> <th>農業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">補助率</td> <td>JA</td> <td>1/3</td> <td>1/4</td> <td>1/6</td> <td>1/12</td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>1/3</td> <td>1/4</td> <td>1/6</td> <td>1/12</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2/3</td> <td>1/2</td> <td>2/3</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>自己負担率</td> <td>1/3</td> <td>1/2</td> <td>1/3</td> <td>1/2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※JAおおぞら:ミニトマト、小松菜など、JA内浦町:トマト、ミニトマトなど</p>	事業実施主体 対象振興作物名	JAが振興する 園芸作物※		原木シイタケ (のど115)		認定 農業者等	農業者	認定 農業者等	農業者	補助率	JA	1/3	1/4	1/6	1/12	町	1/3	1/4	1/6	1/12	県	—	—	1/3	1/3	計	2/3	1/2	2/3	1/2	自己負担率	1/3	1/2	1/3	1/2		4.1～3.31	—	能登町農林水産課 0768-62-8505 http://www.town.noto.lg.jp/www/service/detail.jsp?common_id=11517
事業実施主体 対象振興作物名	JAが振興する 園芸作物※		原木シイタケ (のど115)																																							
	認定 農業者等	農業者	認定 農業者等	農業者																																						
補助率	JA	1/3	1/4	1/6	1/12																																					
	町	1/3	1/4	1/6	1/12																																					
	県	—	—	1/3	1/3																																					
	計	2/3	1/2	2/3	1/2																																					
自己負担率	1/3	1/2	1/3	1/2																																						

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

福井県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
福井市	福井市農林水産業U・Iターン促進事業(U・Iターン者就農奨励金)(市単独事業)	(1)市内で独立・自営就農した者については、認定農業者又は認定新規就農者であること。 (2)県内の研修施設等で研修の受講を始めた者のうち独立・自営就農を志す者については、就農5年以内に認定新規就農者になること。 (3)市内又は県内に転居してから2年以内の者であること。 (4)市内の農業法人等に雇用就農した者については、正規雇用であり雇用保険に加入していること。 (5)研修中の者は研修の受講を始めたことが分かる証明書等の発行日から3か月以内に奨励金の申請を行うこと。 (6)就農時又は就農予定時の年齢が60歳未満であること。	30万円/年(最大で2年間)	—	—	農政企画課 0776-20-5420 http://www.city.fukui.lg.jp/sigoto/nourin/nougyou/nousyoureikin.html?path=C40000/C40200/C40201/P17604	4
	福井市農のU・Iターン促進補助金(市単独事業)	本市での就農を希望する市外に住む60歳未満の者で、本市が開催する見学会等に参加する者	・福井市までの旅費 ・宿泊費 5,000円/1泊	—	9名	農政企画課 0776-20-5420 http://www.city.fukui.lg.jp/sigoto/nourin/nougyou/p017603.html	1
敦賀市	新規雇用就農奨励金	・原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意志を有していること。 ・農業法人等に正規の従業員として新たに雇用され、補助金交付申請日前3ヶ月以上12ヶ月未満継続して雇用されていること。 ・主に農産物の生産に関する業務に従事していること。 ・雇用主が本市の認定農業者であること。 ・交付対象者及び雇用主は市内在住であること。 ・交付対象者は雇用主の配偶者や親族(3親等以内)でないこと。	年間1人あたり300,000円上限 交付期間は2年間	—	—	農林水産振興課 0770-22-8130	5
小浜市	食の人材育成事業	長期就農研修(最大3年間) 地域おこし協力隊としての条件あり。	小浜市内への就農・定住に関心のある就農希望者を募集し、地元農家において、水稲・園芸作物等を中心とした農業技術、知識を習得するなどの研修を実施する。 長期就農研修生は、研修を受けつつ、地域おこし協力隊として、地域の活性化に取り組む。また、長期就農研修生(地域おこし協力隊)には報償費として22.5~26.5万円/月が小浜市から支給される(最大3年間)。	—	—	農政課 0770-53-1111(代) http://www1.city.obama.fukui.jp/	2,3,7
	小浜市先進地研修支援事業	以下の要件をすべて満たす者 ・市内に居住し住民票を有する者 ・研修開始時の年齢が55歳未満 ・研修終了後も市内において就農を継続または1年以内に就農	【支援内容】 市内での就農、必要な知識・技術等の取得を目的として市外の先進農家等で研修を行う者に対して奨励金を交付 奨励金 7万円/月(最長2年)	—	—		3
大野市	大野市誰でも園芸チャレンジ事業	大野市に住所を有する大野市朝市出荷組合の組合員又は大野市道の駅産直の会の会員	農業用機械又は農業用施設の整備に対し補助金を交付する。	—	—	農業林業振興課 0779-66-1111 http://www.city.ono.fukui.jp/	4
	就農相談会	大野市において、新たに農業を主として生計を立てようと考えている方	福井県奥越農林総合事務所の職員とともに、就農に関する相談会を開催する。	—	—		1
勝山市	新規就農定住促進家賃助成事業補助金	・勝山市に転入した者 ・農業を主として従事する者 ・交付申請日から3年以上継続して勝山市内に住民登録し、営農を継続する者 ・賃貸住宅について、新規に賃貸借契約を締結し家賃を支払う者 等	家賃から住居手当を控除した額に1/2を乗じた額。限度額20,000円	—	—		8
	園芸作物等生産支援事業 勝山市道の駅や系統等を通して出荷した場合に、特定の農業用機械の購入に係る費用の2分の1以内を助成する。	・営農計画書(細目書)を作成している者であること。 ・申請年度を含む3年度以内に基準面積以上かつ作付面積を1.3倍以上とする計画を策定すること。	農業機械購入(中古機械除く)にかかる費用の500千円まで(1/2以内、500千円を超える部分は1/6以内を助成。上限500千円)	—	—	農林政策課 0779-88-8106 https://www.city.katsuyama.fukui.jp/	4
	道の駅出荷奨励事業 「勝山市道の駅」に出荷した農産物等の売上額に対し補助金を交付する。	・「勝山市道の駅」に出荷すること	出荷作物等の売上額の3%	—	—		4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

福井県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
鯖江市	農業次世代人材投資事業	新規就農を希望する市内在住者 認定農業者または集落営農組織のもとで 経営継承する市内在住者	(1) 栽培技術等の習得のための研修会受講 等の経費 (2) 耕作に必要な農業機械および農地盛土・ 土壌改良等の経費 (3) 鳥獣害防止施設の設置経費 (4) 耕作放棄地等で就農の場合、農地復旧に 要する経費	—	—	農林政策課 0778-53-2234	3.4
	農の人財育成支援事業	市内の農業生産法人	(1) 雇用従事者賃金 (2) 指導育成諸経費 (1) 雇用した月数に100千円を乗じた額 (2) 500千円(定額) 上記合計の限度額が1,700千円	—	—		5
	新規就農促進支援システム事業	新規就農者	新規就農者経営支援事業 就農奨励金 住宅確保支援 小農具等整備奨励金 新規就農者融資主体型補助事業	—	—		3.4,8
	農業法人次世代育成支援事業	市内の農業生産法人	(1) 雇用従事者賃金 (2) 指導育成諸経費 (1) 雇用した月数に100千円を乗じた額 (2) 1年目300千円(定額) 2年目100千円(定額) 3～5年目 なし	—	—		5
あわら市	新規就農者受入農家支援事業	次に掲げるすべての要件を満たす新規就 農者を受け入れる福井県知事が認定した あわら市内の里親 1 あわら市で就農する者 2 里親農家研修期間中の者 3 農業によって自立しようとする意欲が 旺盛な者 4 農業に関する専門的な知識及び技 術、農作業に関する技能、農業経営管理 等に関する実践的な研修が必要と認めら れる者	補助金額:10,000円以内/月 期間:最長1年 ※ 国または県から同様の里親研修費の支 給がある場合は、当該補助金を支給しない。	—	—	農林水産課 0776-73-8025	6
坂井市	新規就農者定住促進等事業 (就農準備促進等事業支援金)	《対象者》 ・18歳以上55歳未満 ・市外から転入し定住する就農見込者 《条件》 ・園芸カレッジ又は里親農家での研修者 ・研修終了後、市内で就農見込	《交付額》 ・5万円/月(年60万円) ※農業次世代人材投資資金、新規就農サ ポート事業費補助金又は県新規就農者支 援事業助成金の交付と重複する場合は、上記 金額の1/2 《交付期間》 ・最長2年間(6ヵ月～2年間)	—	—	農業振興課 0778-50-3150 https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/nogyo/nogyo/shinki-syuno.html	3
	新規就農者定住促進等事業 (新規就農者定住促進事業支援金)	《対象者》 ・20歳以上60歳未満 ・市外出身の認定新規就農者 《条件》 ・市内において定住し、かつ就農する ・市の青年等就農計画等の認定を受ける	《交付額》 ・1年目 10万円/月(年120万円) ・2年目 10万円/月(年120万円) ・3年目 5万円/月(年60万円) ※農業次世代人材投資資金、新規就農サ ポート事業費補助金又は県新規就農者支 援事業助成金の交付と重複する場合は、上記 金額の1/5 《交付期間》 ・3年間	—	—		4
	新規就農者定住促進等事業 (空き家等活用支援金)	《対象者》 ・18歳以上60歳未満 ・市外から転入し空き家等を活用し定住 する就農見込者、及び就農者(就農は市 内に限る) 《条件》 ・空き家等の活用	《交付額》 5万円以内/月(年60万円以内) ※月額家賃から県事業助成金額を控除した 額を上限とする 《交付期間》 ・最長5年間 *上記の就農準備促進等事業支援金、新規 就農者定住促進事業支援金の交付を受ける 期間	—	—		8
美浜町	新規就農給付金事業	新規就農者支援事業(農業次世代人材 投資資金)交付者 ※町内に住所を有する者	新規就農者支援事業(農業次世代人材投資 資金)補助金の1/2を上乗せ支援 ※準備型、経営開始型両方	—	—	産業振興課 0770-32-6706	4
	青年就農給付金(準備型)	農業次世代人材投資資金(準備型)、研 修奨励金、県単就農給付金(準備型)交 付対象者以外 ※町内に住所を有する者	町の農業人材育成研修施設での研修期間中 の新規就農者等に対し交付 奨励金 7.5万円/月(最長3年)	—	—		3
おおい町	一次産業スタート支援事業	受入農家(就農希望がある研修生を受け 入れる農家)	1人受入 5,000円/日	—	—	農林水産課 0770-77-4055 https://www.town.ohi.fukui.jp/	3
	一次産業スタート支援事業	研修生(就農希望者)	研修にかかる指導料、教材等購入に要する費 用を助成 上限4万円/月 ※補助条件等あり	—	—		3
	一次産業スタート支援事業	新規就農者及び研修生(就農希望者)	新規就農者及び研修生の 住居費(宿泊費)の1/2を助成 ※補助条件あり	—	—		8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援
8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

福井県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
若狭町	若狭町新規就農者農業機械等整備事業	50歳未満の非農家出身者	就農時40万円×町1/2補助 ※就農～3年以内に整備したもの	—	—	農林水産課 0770-45-9102 https://www.town.fukui-wakasa.lg.jp/	4
	若狭町新規就農者住宅家賃助成金事業	50歳未満の町外出身者	上限3万円以内/月×町1/2補助(最大3か年)				8
	若狭町農業法人等経営参画奨励金事業	法人経営へ参画する45歳未満の者	8万円/月(最大3か年) ※ただし、親元法人への参画は1年間				9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援
8. 住宅取得支援（あっせん・家賃補助を含む） 9. その他